笛吹市告示第185号

公　　示　　送　　達　　書

地方税法第20条の2の規定により、次の者に送達すべき書類を公示送達します。
なお、これらの書類は笛吹市長が保管しており受領権限を有する者にはいつでも交付しますので申し出てください。

令和8年11月9日

笛吹市長　山下　政樹

番号	氏名又は名称	公示送達する書類			
		年度	期別	書類名	整理番号
1	丸山智久	8	2	固定資産税・都市計画税 第2期督促状	10206946
2	蔡馥卉	〃	〃	〃	4643160
3	林資娗	〃	〃	〃	4644344
4	陳怡月	〃	〃	〃	4644336
5	有限会社ケイエムクリスタル	〃	〃	〃	28209037
6	赤尾仁子	〃	〃	〃	4645162
7	返田俊子外4名	〃	〃	〃	29053300
8	御厨則子外2名	〃	〃	〃	61045369
9	明治開発株式会社	〃	〃	〃	15107105
10	有限会社コーナン	〃	〃	〃	15106052
11	向山信矢	〃	〃	〃	50529440
12	ジェイキ中谷地夏代	〃	〃	〃	434962
13	株式会社石和観光開発	〃	〃	〃	35930363
14	有限会社プロダクトデザイン	〃	〃	〃	110540
15	園塚茂	〃	〃	〃	171590
16	田中和人	〃	〃	〃	20040730
17	向井友和	〃	〃	〃	20308910
18	王榮達外1名	〃	〃	〃	227587
19	王榮達	〃	〃	〃	221562
20	三四千代田コンサルタンツ株式会社	〃	〃	〃	431851
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
備　　考		地方税法第20条の2第3号の規定により、この掲示を始めた日から7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。			